

【フランス】 著作隣接権、孤児著作物及び文化遺産に関する法改正

国会レファレンス課 服部 有希

(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2015年2月20日に、著作隣接権、孤児著作物及び文化遺産に関する3つのEU指令を国内法化することを目的として、関係諸法を改正する法律が制定された。

1 立法の背景

EU指令である「著作権及び著作隣接権の保護期間に関する指令 (Directive 2006/116/EC) を改正する 2011年9月27日の欧州議会及び理事会指令 (Directive 2011/77/EU)」(注1)の国内法化の期限は、2013年11月1日とされていた。しかし、フランスはこれを遵守せず、法制化を怠っていたため、2014年7月10日に、欧州委員会から勧告を受けていた。

これを受け、2015年2月20日に、フランスは、当該EU指令とともに、「孤児著作物の許諾使用に関する 2012年10月25日の欧州議会及び理事会指令 (Directive 2012/28/EU)」(注2)及び「加盟国の領土から不法に持ち出された文化財の返還に関し、及び規則 (EU) No 1024/2012 (改正) を改正する 2014年5月15日の欧州議会及び理事会指令 (Directive 2014/60/EU)」(注3)を国内法化する法律を制定した。これが、「文学的及び美術的所有権並びに文化遺産の分野における欧州連合の法律の適用のための規定に関する 2015年2月20日の法律第 2015-195号」(以下「法」)(注4)である。

2 著作隣接権の保護期間延長 (第1条及び第2条)

法第1条及び第2条は、EU指令 (Directive 2011/77/EU) の規定に基づき、著作隣接権のうち実演家の権利及びレコード製作者の権利の保護期間に関し、知的所有権法典を改正するものである。これは、特に、音楽の演奏家の権利の保護期間がその生存中に切れてしまう問題や、音楽CDの市場縮小や海賊行為による音楽会社の窮状を考慮した措置である。

実演家の権利の保護期間は、従前どおり、実演の日の翌年の1月1日から50年である。しかし、実演が記録され、公衆に物理的な媒体で提供され、又は送信された場合において、実演が録画されたときには、従前どおり、保護期間は最初の記録があった日の翌年の1月1日から50年となるが、改正により、録音されたときには70年となった。

一方、レコード製作者の権利の保護期間は、従前どおり、原則として、最初の録音から50年であるが、改正により、録音物が公衆に提供された場合には、提供の日の翌年の1月1日から70年に延長されることとなった。(知的所有権法典L.第211-4条)

3 孤児著作物のデジタル化 (第3条～第5条)

孤児著作物とは、EU指令 (2012/28/EU) によれば、詳細な調査にもかかわらず、著作権者又はその所在が不明な著作物である。法第3条から第5条までは、同指令に基づき、知的所有権法典を改正し、孤児著作物のデジタル化及び利用の方法を定めるものである。法

第4条によれば、デジタル化等が可能となるのは、次の①又は②の孤児著作物である。

①著作権保護期間内にあり、EU加盟国において最初に出版された孤児著作物であって、一般利用が可能な図書館、博物館、美術館、文書館、視聴覚資料の収蔵機関及び教育機関が所蔵する本、雑誌、新聞、他の活字資料及び視聴覚資料又は公共放送機関が2003年1月1日までに作成し、保管する視聴覚資料

②他のEU加盟国により、孤児著作物と認められたもの（知的所有権法典L第135-1条）

①で挙げた機関は、文化教育的事業及び研究の目的に限り、孤児著作物を利用することができ、経済的及び商業的利益を追求してはならない。ただし、デジタル化及び利用提供にかかる費用を補填する目的に限り、最長7年間、料金を徴収することができる。孤児著作物の一般への提供方法は、インターネット上での利用のような、利用者が自らの意思で閲覧できる形とする必要がある。また、デジタル化、利用提供、分類、目録作成、保存又は修復を目的とする複製を行うこともできる。（同L第135-2条）。なお、これらの機関には、利用に先立ち、著作権者やその所在を調査する義務が課される（同L第135-3条）。

4 不法に持ち出された文化財の返還（法第6条及び第7条）

法第6条及び第7条は、EU指令（Directive 2014/60/EU）に基づき、1993年1月1日以降に不法に持ち出された文化財のEU加盟国間の返還手続に関する文化遺産法典の規定を改正する。従来、同手続の対象は、EU加盟国の国家的財宝のうち、特定のものであったが、改正により、全ての国家的財宝が対象となった（文化遺産法典L第111-2条）。

また、フランス当局は、国内にある他のEU加盟国の文化財に対し必要な保全措置を命じるよう裁判所に請求することができる。従来、保全措置の効力は、当該加盟国が当該文化財の所在地や所持者について通知を受けた日から1年以内に返還訴訟を提起しなければ停止されていたが、改正により、この期限が3年以内となった（同L第112-5条）。同様に、当該返還訴訟の申立期間も、従来はこの日から1年以内であったが、3年以内となった（同L第112-10条）。また、当該加盟国が保全措置の通知から2か月以内に、当該文化財が国家的財宝であると証明し通知しなければ、保全措置の効力は停止されていたが、改正により、この期限が6か月以内となった（同L第112-5条）。

注

- (1) Directive 2011/77/EU of the European Parliament and of the Council of 27 September 2011 amending Directive 2006/116/EC on the term of protection of copyright and certain related rights.
- (2) Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on certain permitted uses of orphan works.
- (3) Directive 2014/60/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the return of cultural objects unlawfully removed from the territory of a Member State and amending Regulation (EU) No 1024/2012 (Recast).
- (4) Loi n° 2015-195 du 20 février 2015 portant diverses dispositions d'adaptation au droit de l'Union européenne dans les domaines de la propriété littéraire et artistique et du patrimoine culturel.